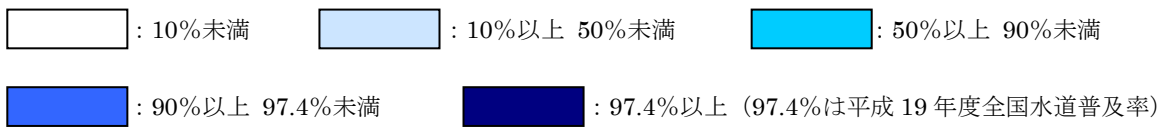
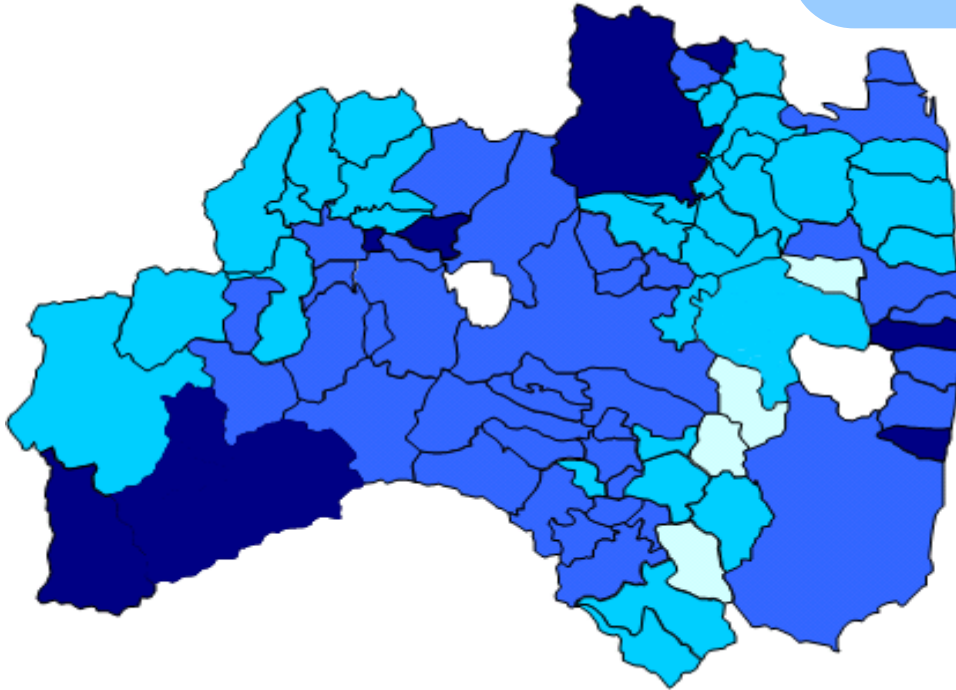


# [1] 安全な水の確保

## ① 水道の普及

本県の水道普及率は全国平均と比べて低い水準にあり、今後も水道普及率の向上に努めていく必要があります。

2 快適で  
健やかな  
生活の実現



参考

東北6県の水普及率

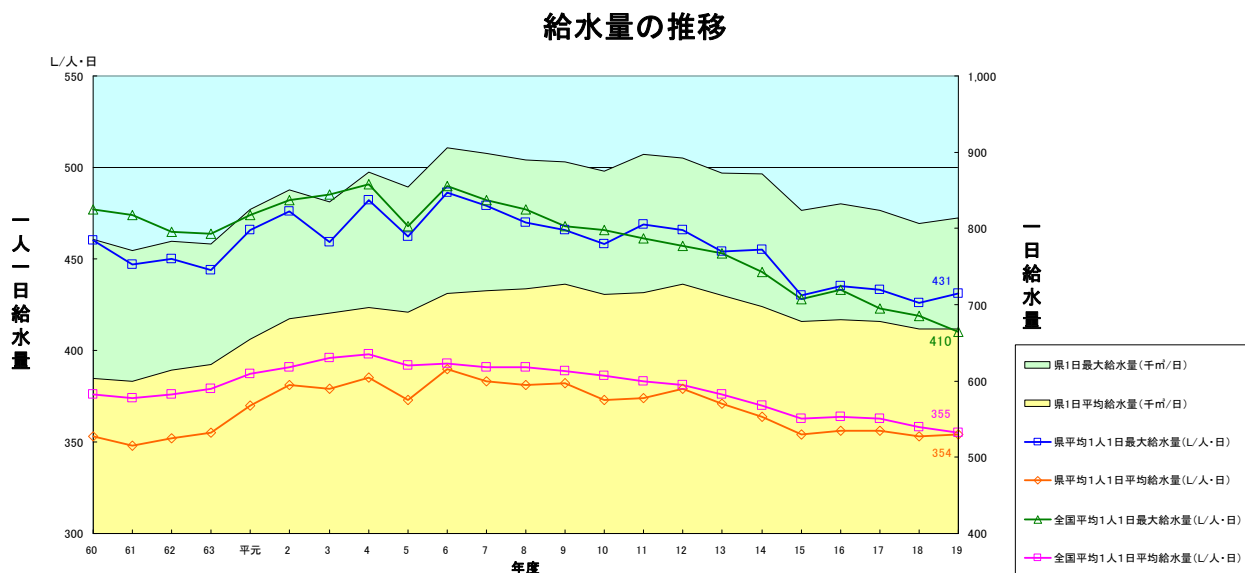
(平成20年3月31日現在)

順位	県名	普及率(%)	全国順位	順位	県名	普及率(%)	全国順位
1	宮城県	98.6	18	4	岩手県	92.6	39
2	山形県	97.6	22	5	福島県	92.1	42
3	青森県	97.4	24	6	秋田県	89.7	46

資料：福島県の水道（福島県食品生活衛生課）

## ② 給水量の確保

水道は、安全で快適な生活を維持していくうえで必要不可欠な社会基盤であり、安定した水量の確保に努める必要があります。近年は、節水意識の高まりや節水機器の普及により、給水量は減少傾向にあります。水は有限の資源であり、今後とも安定供給に向けた取り組みが必要です。



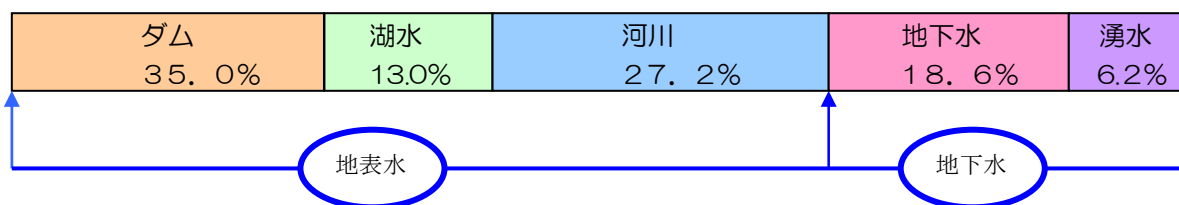
資料：福島県の水道（福島県食品生活衛生課）

## ③ 水道水質の確保

水道の水源は、主として河川水などの地表水と井戸水などの地下水に分けられます。河川やダムなどの表流水の場合、おいしい水にするために高度な浄水処理が必要になることがあります。地下水などの水質が良い水源の場合、複雑な浄水処理を行わなくてもおいしい水が得られる反面、大量の取水が難しいことがあります。

県内の水道事業における水源別取水量（平成19年度）

年間取水量 263,085千m<sup>3</sup>



資料：福島県の水道（福島県食品生活衛生課）

## [2] 食品等の安全性の確保

### ① 食品検査

加工食品をはじめ食肉、野菜、果物などは、添加物の使用基準や残留農薬基準などが食品ごとに決められています。県内で製造、流通する食品を検査し、安全性の確保に努めています。

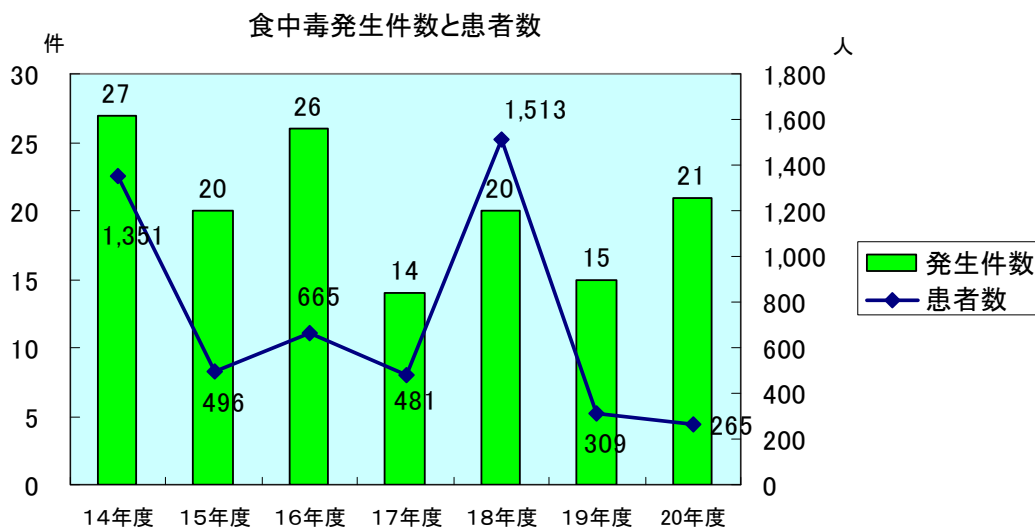
食品別検査状況（平成20年度）

対象食品	魚介類及びその加工品	冷凍食品	食肉・卵及びその加工品	乳及び乳類加工品	穀類・豆類及びその加工品
検体数	422	76	693	226	399
対象食品	果物・野菜類及びその加工品	弁当そつざい類	菓子類	その他	合計
検体数	605	899	355	167	3,842

資料：福島県食品生活衛生課調べ

### ② 食中毒の防止

食中毒の発生を未然に防止するため、発生頻度の高い業種や、大量及び広域に流通する製造施設等に対して監視指導を行っています。また、衛生講習会等を開催するなど、食品衛生思想の普及啓発を図っています。



資料：生活衛生業務概要（平成20年度版）

### ③ と畜・食鳥検査

県内のと畜場、食鳥処理場においては、家畜の全頭検査や家禽の全羽検査を行い、食肉の安全性確保に努めています。

と畜・食鳥検査状況（平成20年度）

牛	1歳未満の牛	馬	豚	めん羊	山羊	食用鳥
5,024頭	21頭	2,514頭	245,030頭	114頭	12頭	7,688,811羽

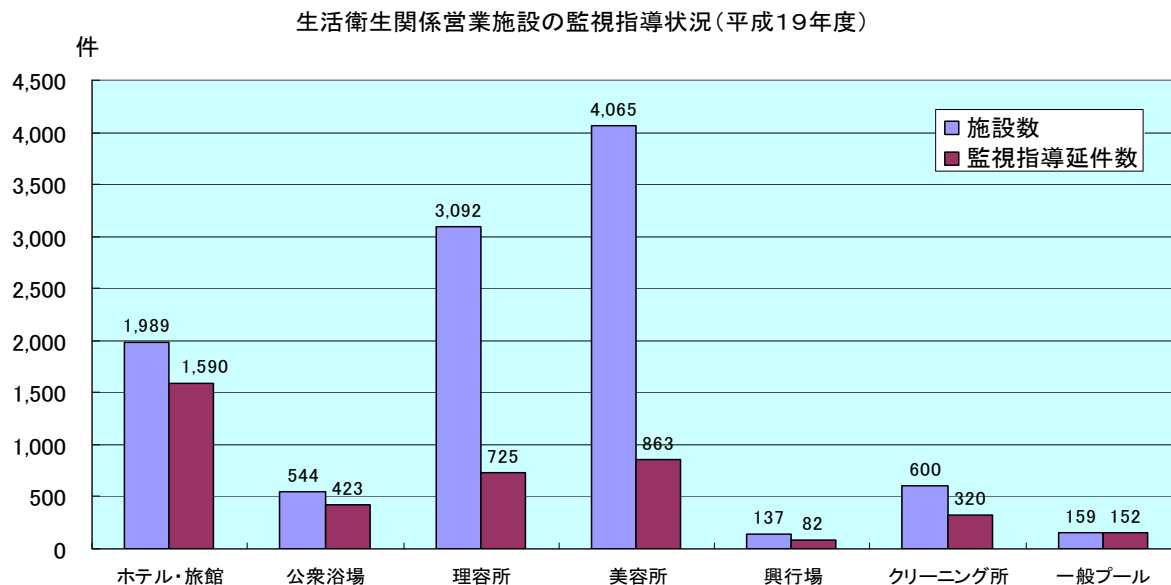
資料：福島県食品生活衛生課調べ

### [3] 安全で衛生的な環境の確保

#### ① 生活衛生関係営業施設

理容所、美容所、興行所、旅館、公衆浴場及びクリーニング所などの生活衛生関係営業は、県民生活に密着したものであり、これら施設の衛生水準は常に良好な状態に保持してあることが必要です。

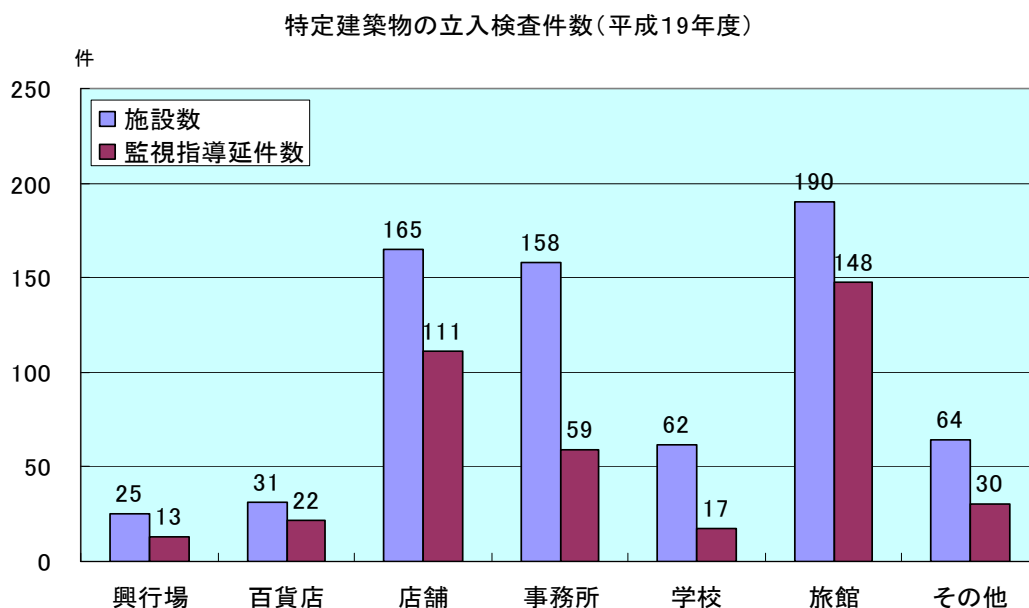
そのため、各保健所の環境衛生監視員が、各施設に対して監視指導を行っています。



資料：福島県食品生活衛生課

#### ② 特定建築物

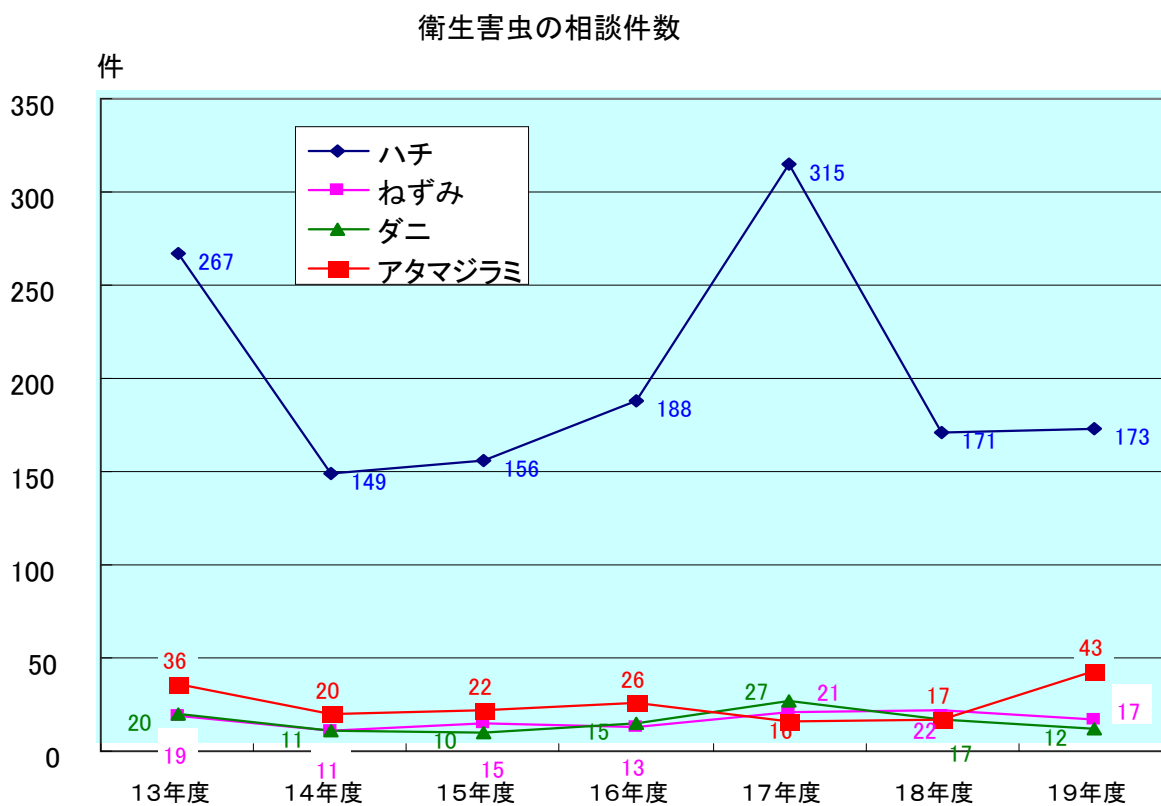
多くの人を利用する一定規模以上の床面積を有する建築物については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により衛生的管理が求められており、保健所では立入検査を実施し、建築物の維持管理について必要な指導を行っています。



資料：生活衛生業務概要(平成19年度版)

### ③ 衛生害虫

保健所では、アタマジラミ、ダニ、ハチ等の衛生害虫の発生防止や駆除方法について、相談に応じています。



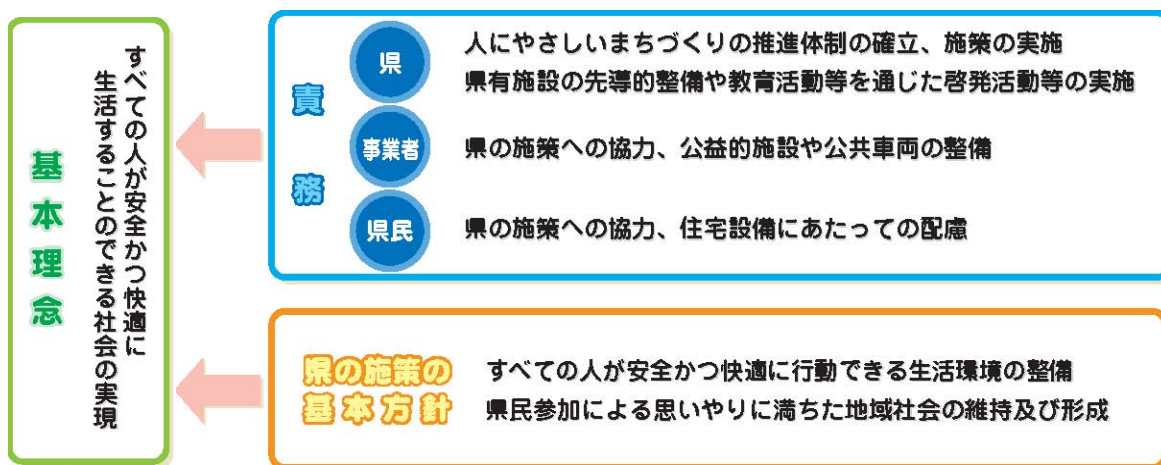
資料：福島県食品生活衛生課調べ

## [4] 人にやさしいまちづくりの推進

すべての人が安全かつ快適に生活することのできる社会を実現するためには、すべての人が地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できる環境を整備していく必要があります。

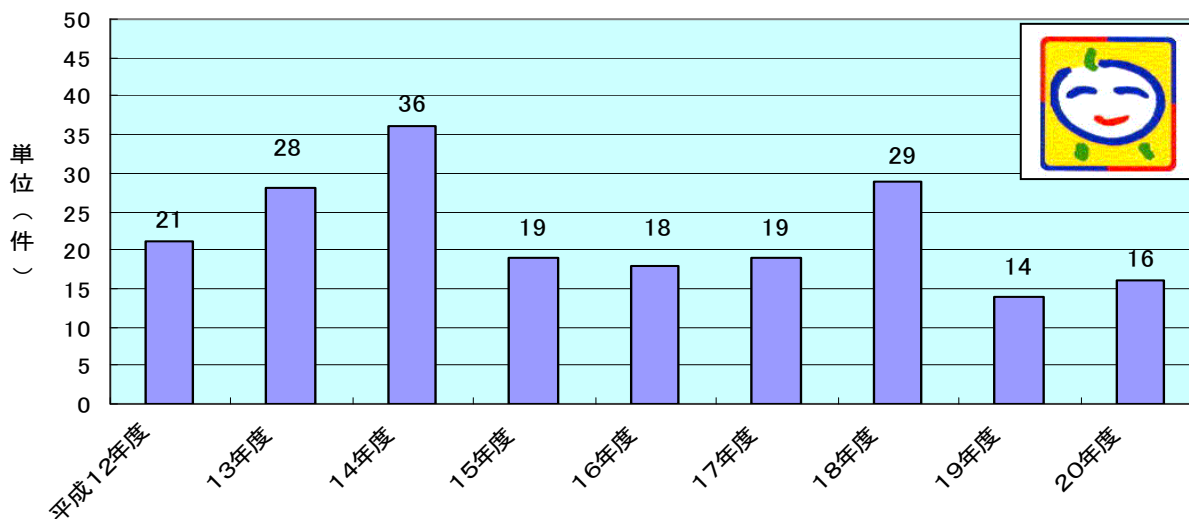
県では、「人にやさしいまちづくり条例」を平成7年3月に制定し、不特定多数の人が利用する建築物などのユニバーサルデザインの視点に立った整備を促進しています。また、この条例に基づきすべての人々が安心して利用できるよう整備された建築物には、「やさしさマーク」を交付しています。

「人にやさしいまちづくり条例」



資料：福島県高齢福祉課作成

やさしさマーク交付件数



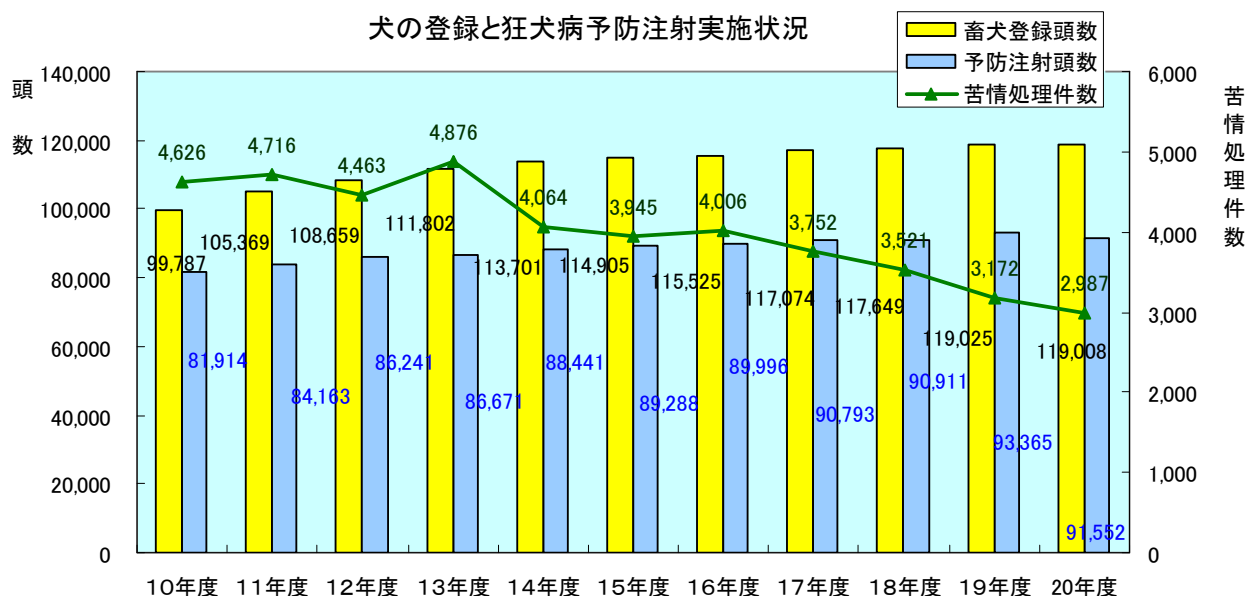
資料：福島県高齢福祉課作成

## [5] 人と動物との共生の推進

### ① 畜犬対策

本県の犬の登録頭数は約12万頭であり、家庭では、ペットというより家族の一員として飼育されています。

また、世界中で毎年多くの死亡者が出ている人獣共通感染症である狂犬病の予防対策を行っています。



資料：生活衛生業務概要（平成20年度版）

### ② 動物愛護

ペットの飼育にあたっては、飼養管理に関する正しい知識を身につけることが大切です。県では、所有者等のモラル向上を図るため、飼い犬のしつけ方教室を開催しています。また、小さい時からの動物愛護思想の普及を図っていく必要があることから、小学校へ獣医師派遣を行っています。

飼い犬のしつけ方教室  
（平成20年度）

学科講習	実施回数	20回
	受講者数	182人
実技講習	実施回数	20回
	受講者数	186人

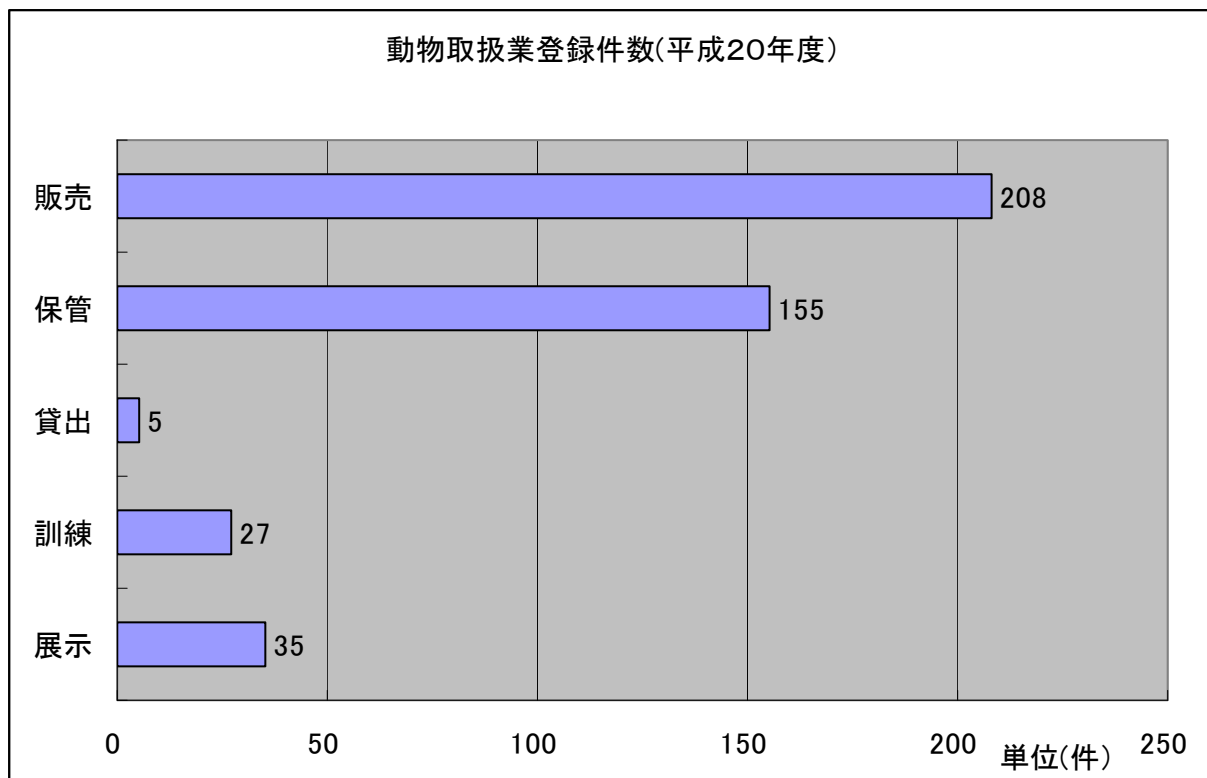
小学校への獣医師派遣事業  
（平成20年度）

小学校数	54校
派遣回数	59回
受講児童数	2,094名

資料：生活衛生業務概要（平成20年度版）

### ③ 動物取扱業の登録

「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正(平成18年6月1日～)に伴い、動物取扱業に登録制が導入され、現在398施設が登録されています。取扱われる動物の健康及び安全の保持を図るため、これらの施設への立入指導を行っています。



資料：福島県食品生活衛生課調べ